

アフガニスタンにおける日本人JICA職員・専門職員の警備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月十日

佐藤正久

参議院議長 江田五月殿



アフガニスタンにおける日本人JICA職員・専門職員の警備に関する質問主意書

我が国は、アフガニスタンにおいて、JICA事務所を開設し、安全確保に留意しつつ政府開発援助（ODA）支援を行っている。ただ、JICA職員・専門職員（以下「職員等」と記載）の警備を民間警備会社に依頼しているが、その警備の実態が明らかにされておらず、JICA職員等の警備、或いは今後の民生支援・文民派遣要領を検討する上で、不十分と考える。よって以下質問する。

一 極めて厳しい環境下におけるJICA職員等の警備について、現状をどう評価し、今後どのように実施していく方針なのか。特に、独立的業務のため、大使館勤務より危険性の高い可能性があるJICA職員等の警備について、政府の基本的見解を明らかにされたい。

二 外務省は、二〇〇九年十一月一日現在、アフガニスタンにおけるJICA事務所（カブール事務所、地方事務所、出先機関を含む）の数と住所を明らかにされたい。

三 外務省は、二〇〇九年十一月一日現在、アフガニスタンにおける日本人のJICA職員等の総数、各事務所に所在する日本人職員等の数、現地スタッフの数を明らかにされたい。また、二〇〇四年以降のアフガニスタンにおける日本人JICA職員等の月別の数の推移を明らかにされたい。

四 外務省は、二〇〇四年以降現在まで、アフガニスタンのJICA職員等を警備するために契約している民間警備会社名を、明らかにされたい。

五 外務省は、二〇〇四年以降現在まで、アフガニスタンのJICA職員等を警備するために契約している民間警備会社との契約内容を明らかにされたい。

六 外務省は、二〇〇四年以降現在まで、アフガニスタンのJICA職員等を警備するために契約している民間警備会社で使用・携行する武器はどのような種類か、また使用・携行武器に日本政府側或いはJICA側から何らかの制限（種類、数、使用法等）をつけているのか明らかにされたい。

七 外務省は、アフガニスタンのJICA職員等を警備するために契約している民間警備会社に二〇〇四年以降、支払っている年間額（二〇〇九年においては十月まで）を明らかにされたい。

八 外務省は、現在、アフガニスタンのJICAが使用している防弾車の数、車の値段、車一台あたりの月平均の整備費（二〇〇八年～二〇〇九年九月までの平均で可）を明らかにされたい。

九 外務省は、二〇〇四年以降、アフガニスタンのJICAの警備に係る予算とその内訳（職員警備、事務所警備、宿舍警備、事業の現場警備等）を年毎（二〇〇九年においては十月まで）に明らかにされたい。

右質問する。